

第25回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 16番, 1番)

開催期日 令和7年7月30日

第25回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月30日（水） 午前9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥村正行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清藤大亮

本日の出席委員

1番 鈴木正志	10番 長尾卓也
2番 田村俊彦	11番 川崎浩彦
3番 田村賢治	13番 寺雅彦
4番 西川満	14番 吉田義弘
6番 柴田貴浩	15番 吉尾由美子
7番 土門雅一	16番 大榆和矢
8番 松田とも子	17番 塚本政紀
9番 中島武博	18番 鳥村正行

本日の欠席委員

5番 桂一照

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 藤澤祐之
〃 事務局主査 清藤大亮
〃 事務局員 山下偉生
〃 事務局員 成田卓朗

本日の議事日程

日程	議案番号	件 名
1		会議録署名委員の指名
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 37 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 38 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	議案第 121 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
7	議案第 122 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 123 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 124 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について
10	議案第 125 号	農地のあっせんについて
11	議案第 126 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12		農業団体等報告事項

(局長)

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 25 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 16 名、欠席委員 1 名。桂委員から欠席との報告をいただいております。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願ひいたします。

(会長)

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしの事と思います。非常に疲れの事だと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

(議長)

日程 1 会議録署名委員についてですが、16 番大槻委員、1 番鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。7月 6 日に北海道新規就農フェアが札幌にて開催され、松田委員、吉尾委員が出席しております。7月 23 日に現地調査を田村賢治委員、桂委員、土門委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程 4 報告第 37 号「農地のあっせん成立について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第 37 号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今月は、2 件でございます。

番号 1 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇332 番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇1058 番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和 7 年 7 月 4 日でございます。対象農地につきましては、〇〇330 番地 19 地目については公簿、現況ともに畑、面積 4,363 m²外 2 筆。内訳につきまして、田が 1 筆 2,108 m²、畑が 1 筆 4,363 m²、雑種地が 1 筆 182 m²、3 筆合計 6,653 m²でございます。売買価格につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 対価〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、柴田委員、田村俊彦委員でございます。

番号 2 申出者住所・氏名 栗山町字〇〇23 番地 48 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇21 番

地1 ○○○○、成立年月日は令和7年7月11日でございます。対象農地につきましては、○○16番地6 地目については公簿、現況ともに田、面積13,438m²外14筆。内訳につきまして、田が11筆32,474m²、畑が2筆20,813m²、雑種地が1筆407m²、池沼が1筆1,010m²、15筆合計54,704m²でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田○○○○○○○円、畑○○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、池沼○○○○○○○円、それぞれ面積を乗じまして 対価○○○○○○○円となっております。あっせん委員は、塚本委員、鳥村委員でございます。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第38号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第38号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今月は、2件でございます。

番号1 所在 ○○119番地1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積1,589m²外6筆。内訳につきまして、田が4筆43,583m²、畑が3筆20,633m²、7筆合計64,216m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 令和7年5月15日、契約期間 令和7年5月15日から令和8年5月15日、解約通知日は令和7年7月9日でございます。賃貸者 栗山町字○○119番地4 ○○○○、賃借人 栗山町字○○116番地5 ○○○○となっております。

番号2 所在 ○○131番地 地目につきましては公簿が宅地、現況が畑、面積1,501.75m²外47筆。内訳につきまして、田が26筆204,495m²、畑が22筆102,305.75m²、48筆合計306,800.75m²でございます。利用状況については水田及び普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日 平成29年12月27日、及び令和3年11月30日、契約期間 平成29年12月27日から令和9年11月30日、及び令和3年11月30日から令和13年11月30日、解約通知日は令和7年7月18日でございます。賃貸者 栗山町字○○730番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○730番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。事務局の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ報告でございますので、次に進みます。

日程 6 議案第 121 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 121 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ（合意による解約）について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今月は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○110 番地 1 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 2,072 m²。利用状況については水田、契約内容 賃貸借、契約年月日 令和 6 年 11 月 30 日、契約期間 令和 6 年 11 月 30 日から令和 11 年 11 月 30 日、解約通知日は令和 7 年 7 月 15 日でございます。賃貸人 栗山町字○○8 番地 32 ○○○○、賃借人 栗山町字○○338 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、何か質問等ございませんか

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。（ハイの声）

それでは採決に移ります。

議案第 121 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第 121 号は原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 122 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 122 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があつたので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転（売買）2 件でございます。

番号 1 所在 ○○88 番地 3 地目につきましては、公募現況ともに畑、面積 226 m²外 4 筆でございます。全筆畑でございまして、5 筆合計 1,888 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町○○164

番地 4〇〇〇〇 〇〇〇〇、摘要といたしまして相続により取得した申請地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇29 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして経営規模の拡大の為、農地を譲り受けたいとなっております。

番号 2 所在 〇〇131 番地 地目につきましては、公募が宅地、現況が畠、面積 1,501.75 m²外 47 筆でございます。内訳につきましては、田が 26 筆 204,495 m²、畠が 22 筆 102,305.75 m²、合計 48 筆 306,800.75 m²でございます。譲渡人につきましては、栗山町〇〇730 番地 〇〇〇〇、摘要といたしまして使用貸借を行っていた法人へ申請地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字〇〇730 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といたしまして使用貸借を行っていた申請地を譲り受けたいとなっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありました、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(13 番 寺)

番号 1 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなつております、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(17 番 塚本)

番号 2 につきまして、法人の構成員である〇〇〇〇さんから法人への所有権移転であることから問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

一全員挙手一 よって議案第 122 号については全て原案どおり決定といたします

日程 8 議案第 123 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第123号 農地法第5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため
許可申請書の提出があったので、許可の可否について意見を諮う。今月は2件でございます。

番号1 所在 ○○361番地3 地目につきましては、公簿、現況ともに畠、面積630m²の1筆でございます。
賃貸人 栗山町字○○363番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○363番地 ○○○○、転用目的につきましては、パイプハウス建設となっております。

番号2 所在 ○○70番地25 地目につきましては、公簿が田、現況が畠、面積557m²外1筆。2筆とも畠でございまして合計面積は1,236m²となっております。賃貸人 栗山町字○○70番地10 ○○○○、賃借人 栗山町字○○66番地24 ○○○○、転用目的につきましては、農業用倉庫建設となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(3番 田村賢治)

令和7年6月27日、第24回農業委員会総会後に提出のあった農地法第5条の転用申請の願い出に基づき、令和7年7月23日に、桂委員、土門委員、藤澤事務局長、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号1につきまして、申請地は、栗山町役場の南約2.5kmに位置する第1種農地であり、この度、申請者よりパイプハウスを建設する旨の許可申請があつたものであります。また、番号2につきまして、申請地は、栗山町役場の南東約1.9kmに位置する第1種農地であり、この度、申請者より農業用倉庫建築に係る転用の許可申請があつたものであります。番号1と番号2につきまして、周囲に影響を与えることもないで転用することに支障はないものと認めます。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

(議長)

はい。只今、事務局、及び現地調査班長より説明がありましたが、何か質問等ございませんか。
なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは採決に移ります。

議案第123号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第123号は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第124号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第124号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮詢。今月は所有権移転4件でございます。

整理番号 7 所 25-1 及び 26-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1058 番地 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇332 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 7 月 4 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇330 番地 19 現況地目が畑、面積 4,363 m²外 2 筆。内訳につきましては、田が 1 筆 2,108 m²、畑が 1 筆 4,363 m²、雑種地が 1 筆 182 m²、3 筆合計 6,653 m²でございます。利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10aあたり、田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和 8 年 2 月 5 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 7 所 27-1 及び 28-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇21 番地 1 ○〇〇〇、農地中間管理機構 ○〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町字〇〇23 番地 48 ○〇〇〇、申出年月日は令和 7 年 7 月 11 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 ○〇16 番地 6 現況地目が田、面積 13,438 m²外 14 筆。内訳につきましては、田が 11 筆 32,474 m²、畑が 2 筆 20,813 m²、雑種地が 1 筆 407 m²、池沼が 1 筆 1,010 m²、15 筆合計 54,704 m²でございます。利用目的が水田及び普通畠として利用、所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり、田〇〇〇〇〇〇

円、畑〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては、令和8年2月5日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人、女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。只今事務局より所有権移転4件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号7所25-1及び26-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7所25-1及び26-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7所25-1及び26-1は原案どおり決定といたします。

整理番号7所27-1及び28-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号整理番号7所27-1及び28-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7所27-1及び28-1は原案どおり決定といたします。

日程10 議案第125号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案125号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今月の申出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇8番32 〇〇〇〇 申出年月日 令和7年7月15日 申出地所在 〇〇110番地1、地目につきましては、公募現況とともに田、面積2,072m²外1筆。内訳につきましては、田が1筆2,072m²、畑が1筆1,042m²、2筆合計で3,114m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(17番 塚本)

○○さんにおかれましては、賃貸を行っていた土地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に ○○○○さん、第2候補に ○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として寺委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

一全員挙手— よって番号1はあっせんを可といたしますので、塚本委員、寺委員よろしくお願ひします。

続いて番号2について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字○○119番地4 ○○○○、申出年月日 令和7年7月7日 申出地所在 ○○119番地1、地目につきましては、公募現況とともに畑、面積1,589m²外5筆。内訳につきましては、畑が5筆47,570m²、雑種地が1筆1,510m²、6筆合計で49,080m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(3番 田村賢治)

○○さんにおかれましては、今後耕作する予定がないということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に有限会社○○○○ 代表取締役○○○○さん、第2候補に合同会社○○○○ 代表社員○○○○さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村俊彦委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、田村賢治委員、田村俊彦委員よろしくお願いします。

日程 11 番 議案第 126 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 126 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 22 条第 2 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今月の申し出は 1 件です。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇119 番地 4 〇〇〇〇、申出年月日 令和 7 年 7 月 7 日 申出地所在 〇〇124 番地、地目につきましては、公募現況とともに田、面積 11,081 m²外 1 筆。全筆田でございまして、2 筆合計で 16,646 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 1 は原案どおり決定といたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 8 月 28 日木曜日 午後 6 時 00 分から、現地調査につきましては 8 月 21 日木曜日 午前 9 時 30 分から 第 2 班 鈴木委員、柴田委員、寺委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦労様でした。(午前 10 時 00 分 終了)